

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月13日（金）第64号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
○収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農地整備課取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談
支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4

公 告

- 落札者等の公告（学校施設課取扱い） 5

公 安 委 員 会 規 則

- 質屋営業法施行細則の一部を改正する規則（※）（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
垂水市新城字井手元3282番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井手元3282番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部
森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市五ヶ別府町字久木野迫1894番，1895番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市東市来町長里字稲ヶ宇都382番，384番2，字黒岩396番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	令和2年1月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第566号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和元年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
南日本くみあい飼料（株） 志布志工場 6340001004241 （志布志市）	同 左	くみあい配合飼料 たまごスーパー元 気	令和 元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島 J A チキン 前期 P	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 J A 鹿児島黒豚用	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 そお元気 C 4	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 和牛移行期用くる びた	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛一本気	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
九州昭和産業 （株） 志布志工場 5340001014984 （志布志市）	同 左	マルニ印配合飼料 成鶏用 E X 17 H	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 子豚用ダッシュ T	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 焙煎マーテル	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 コワダヤ仕上	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（有）村川 江内事業所 6330002027969 （出水市）	同 左	指定配合飼料 N o 1	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）ひらまつ 本社工場 3340001014631 （鹿屋市）	同 左	中間育成	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（有）鹿児島油 脂工業 7340002000494 （日置市）	同 左	混合ポークミール	元.10	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
（株）ヒガシマ ル 鹿児島工場	同 左	特注・銀鱗 P - 1 （赤）	元.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

1340001000162 (鹿児島市)	桜皇P-4（緑）	元.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
-------------------------	----------	------	--------------------------------------	---

注 違反の内容の欄には，栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第567号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備）湧水地区の工事は，平成28年3月29日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第568号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）湧水地区の工事は，平成31年3月26日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第569号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農用地保全）湧水地区の工事は，平成21年11月10日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第570号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）湧水地区木場田換地区の工事は，平成28年3月3日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第571号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）湧水地区瀬久谷換地区の工事は，平成23年6月6日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第572号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（区画整理）湧水地区長谷換地区の工事は，平成27年3月27日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第573号

土地改良事業県営集落基盤整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（暗渠排水^{きょ}）湧水地区の工事は，平成23年3月29日に完了した。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

北薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により，次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和元年12月13日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談センターサ ーサイド	薩摩川内市中郷 町字下計志加里 4708番1	社会福祉法人麦 の芽福社会	鹿児島市川上町 680番3	内田 芳夫	令和元年 9月1日	地域定着 支援

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年12月13日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校で使用するパソコンの賃貸借 1,470台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
499,614,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年9月13日

公安委員会規則

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第13号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和38年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。